

法人税実務事例検討

保有する有価証券の一部を譲渡した場合の
譲渡損益調整資産の帳簿価額の判定についてE Y 税理士法人 顧問
税理士 石田 昌朗

本事例における留意点

完全支配関係のある法人に対して、保有する有価証券の一部を譲渡した場合、その譲渡した有価証券に係る譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円未満であるかどうかで、譲渡損益調整資産に該当するかどうかを判定する。

事 例

当社は製造業を主たる事業とし、複数の子会社からなる企業グループを形成しております。今回、当社の 100 % 子会社である A 社を当社グループの販売会社である B 社（当社の 100 % 子会社）との折半出資の会社とすることとし、A 社株式の半分を B 社に譲渡することとしました。

A 社は当社グループのサービス会社で、含み損益のある資産等を保有していないこともあり、簿価純資産価額と時価純資産価額が一致すると認められることから、A 社株式を簿価純資産価額で B 社に譲渡することとし、A 社株式 500 株を 2,000 万円（1 株当たり 4 万円）で譲渡することとしました。

なお、A 社株式に係る帳簿価額は 1,000 万円（1,000 株）であり、1 株当たり 1 万円でした。

A 社貸借対照表（平成 25 年 9 月 30 日） 単位：円

諸資産	90,000,000	諸負債	50,000,000
（含み損益なし）		資本金	10,000,000
		未処分利益	30,000,000

(注) 発行済株式総数 1,000 株

【当社の会計処理】

現金預金	20,000,000 円	／	A 社株式	5,000,000 円	
			／	A 社株式譲渡益	15,000,000 円

I 本事例における法令等の検討

1 譲渡損益調整資産

内国法人が譲渡損益調整資産をその内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に譲渡した場合には、その譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額（譲渡損益額）は、その譲渡した事業年度の所得金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入し（法法 61 の 13 ①）、その譲渡損益額を繰り延べることとされています。

この譲渡損益調整資産とは、固定資産、土地（土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除きます。）、有価証券、金銭債権及び繰延資産とされていますが、次の資産は含まれません（法法 61 の 13 ①、法令 122 の 14 ①）。

- イ 売買目的有価証券
- ロ 譲受法人において売買目的有価証券とされる有価証券
- ハ 譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円に満たない資産（イ及びロを除く。）

2 譲渡損益調整資産の判定

上記 1 ハの譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円に満たない資産であるかどうかの判定単位については、法人税法施行規則第 27 条の 15 第 1 項（特定資産に係る譲渡等損

失額の損金不算入）と同様とされており、次に掲げる資産の区分に応じその定めるところにより区分した単位とされています（法令 122 の 14 ①三、法規 27 の 13 の 3）。

- イ 金銭債権 一の債務者ごとに区分するものとする。
- ロ 減価償却資産 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。
 - (イ) 建物 一棟（建物の区分所有等に関する法律第 1 条の規定に該当する建物にあっては、同法第 2 条第 1 項に規定する建物の部分）ごとに区分するものとする。
 - (ロ) 機械及び装置 一の生産設備又は一台若しくは一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるもの）にあっては、一組又は一式）ごとに区分するものとする。
 - (ハ) その他の減価償却資産 (イ)又は(ロ)に準じて区分するものとする。
- ハ 土地等（法令第 123 条の 8 第 3 項第 1 号に規定する土地等をいう。）土地等を一筆（一体として事業の用に供される一団の土地等にあっては、その一団の土地等）ごとに区分するものとする。
- ニ 有価証券 その銘柄の異なるごとに区分するものとする。
- ホ その他の資産 通常取引の単位を基準として区分するものとする。

II 本事例における取扱いの検討

○ 譲渡損益調整資産に該当するか

貴社が保有している A 社株式は有価証券であることから、上記 I 2 の区分に応じ、その譲渡直前の帳簿価額が 1,000 万円に満たないかどうかにより判定することとなります。

そして、貴社の保有する A 社株式の帳簿価額は 1,000 万円 (1,000 株) です。A 社株式は譲渡損益調整資産に該当するのではないかと考えられます。

しかしながら、貴社から完全支配関係のある B 社に譲渡された A 社株式 500 株の帳簿価額は 500 万円であり、貴社が譲渡した有価証券 (A 社株式) の帳簿価額は 1,000 万円未満となります。

A 社株式が譲渡損益調整資産に該当するかどうかを判定するために、参考となる法人税法第 61 条の 13 第 1 項を抜粋します。

第 61 条の 13 内国法人 (普通法人又は協同組合等に限る。) がその有する譲渡損益調整資産 (固定資産、土地 (土地の上に存する権利を含み、固定資産に該当するものを除く。)、有価証券、金銭債権及び繰延資産で政令で定めるもの以外のものをいう。以下この条において同じ。) を他の内国法人 (当該内国法人との間に完全支配関係がある普通法人又は協同組合等に限る。) に譲渡した場合には、当該譲渡損益調整資産に係る譲渡利益額 (その譲渡に係る対価の額が原価の額を超える場合におけるそ

の超える部分の金額をいう。以下この条において同じ。) 又は譲渡損失額 (その譲渡に係る原価の額が対価の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。以下この条において同じ。) に相当する金額は、その譲渡した事業年度 (その譲渡が適格合併に該当しない合併による合併法人への移転である場合には、次条第 2 項に規定する最後事業年度) の所得の金額の計算上、損金の額又は益金の額に算入する。

上記下線の政令で定めるものは譲渡損益調整資産から除外されておりますので、法人税法施行令第 122 条の 14 第 1 項についても参考までに抜粋します。

第 122 条の 14 法第 61 条の 13 第 1 項 (完全支配関係がある法人の間の取引の損益) に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

一 法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号 (売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等) に規定する売買目的有価証券 (次号及び第 4 項第 6 号において「売買目的有価証券」という。)

二 その譲渡を受けた他の内国法人 (法第 61 条の 13 第 1 項の内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。以下この条において同じ。) において売買目的有価証券とされる有価証券 (前号又は次号に掲げるものを除く。)

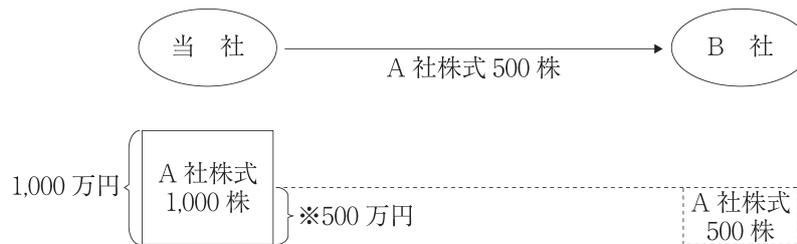
三 その譲渡の直前の帳簿価額 (そ

の譲渡した資産を財務省令で定める単位に区分した後のそれぞれの資産の帳簿価額とする。)が1,000万円に満たない資産(第1号に掲げるものを除く。)

分し、同一銘柄であるA社株式1,000株のうち譲渡した500株の帳簿価額が500万円であり、1,000万円に満たないことから、譲渡した資産であるA社株式500株は譲渡損益調整資産に該当しないこととなります。

上記下線のとおり、譲渡損益調整資産から除かれる帳簿価額が1,000万円に満たない資産というのは、譲渡した資産を区分した後のその資産の帳簿価額とされており、本事例では、その譲渡したA社株式が有価証券であることから銘柄の異なるごとに区

(注) 本事例のケースで、貴社がA社株式のすべて(1,000株)をB社に譲渡した場合には、譲渡したA社株式1,000株の帳簿価額は1,000万円であることから、譲渡損益調整資産に該当することになります。



※ 譲渡原価 500 万円

(了)

●お申込みは <http://www.zaikyo.or.jp> から●

DB 改正税法のすべてデータベース

「改正税法のすべて データベース」は、年 1 回発行している税制改正解説のバイブル『改正税法のすべて』の平成 17 年版から最新版の「全税目」がパソコンで閲覧できるデータベースサービスです。使いやすいキーワード検索システムにより、税務職員はもとより税理士等職業会計人、企業の税務経理担当者など日頃税務に携わる方々の事務効率改善を実現します。

●ご利用料金：お申込み日の翌月1日から1年間10,000円(税込)●